

## 【こども園用】新潟市薬剤師会学校薬剤師部会「Q&A」集

令和5年4月作成

※ご質問は、新潟市薬剤師会学校薬剤師部会宛にメール ([niigatasiyaku@e-mail.jp](mailto:niigatasiyaku@e-mail.jp)) でお願ひします。回答にお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

### 契約・報酬について

Q 1	契約にあたり、施設側から契約書のひな形を提示してほしいと言われましたが、見本はありますか。
A 1	学校薬剤師部会にはおすすめてできる契約書の見本がありません。学校薬剤師はこども園の職員になりますので、こども園の用意した雇用契約書で契約をすることをお勧めします。報酬や業務内容以外に、災害・事故時の補償等も雇用契約に加わる場合があります。もし、必要最小限な内容のみの簡単な契約書でよければ、部会員が作成した契約書の見本がありますので、新潟市薬剤師会学校薬剤師部会宛にお問い合わせください。
Q 2	契約書にはどのような文言を入れてもらえばよいですか。また、契約書の写しを薬剤師会に提出する必要がありますか。
A 2	報酬金額、支払方法、支払時期、契約期間、契約日付、実施検査項目等、一般的な内容を記載する形で良いと思います。薬剤師会に写しの提出は不要です。契約の手続きが終わり、正式に担当が決まりましたらその旨だけ薬剤師会に連絡をお願いします。
Q 3	報酬のやり取りはどうすればよいのでしょうか。個人で契約となると、確定申告などしなければいけないのでしょうか。（報酬は20万円以下）
A 3	報酬のやり取りについては、こども園から担当薬剤師の指定の口座に振り込んでいただく形が一般的かと思います。報酬の支払方法、支払時期等について園とご相談されてください。 (税務署に確認) 確定申告について、年末調整を勤務先(薬局)で行っており、報酬が20万円以下ということであれば確定申告の義務はありません。ただ報酬から税金が引かれている場合は、確定申告を行うと税金が還付される場合があります。

### 検査器具の購入について

Q 1	検査器具の購入について、年度内にすべて購入するのは難しいので、少しずつ揃えていく方向で話をしています。給食施設はなく、プールは仮設で、塩素剤を使用しています。どの順番で器具を購入するのが良いか教えてください。
-----	--

A 1	<p>給食の調理設備があるようでしたら、「給食衛生管理定期検査」に使用する蛍光検査灯が年に3回使用するので優先順位が高いです。必ず暗箱付で購入が必要であることを伝えてください。</p> <p>それから「教室の換気及び保温」検査に使用する検査器具が、年に2回の検査があるので次いで優先順位が高いと思われます。デジタル機器の「おんどとり TR-72nw」（温度・相対湿度を測定）あるいは「ポケット CO<sub>2</sub> モニター」（温度・相対湿度・CO<sub>2</sub> 濃度を測定）が価格面から適当ではないかと思われます。CO<sub>2</sub> モニター機能付きおんどとり TR-76Ui も、温度・相対湿度・CO<sub>2</sub> 濃度の測定ができます。気流検査で使用する微風速計も近い将来に備えてもらおうと良いと思います。</p> <p>「プールの水質及び施設設備」検査に使用する塩素濃度測定器は、給食やプールがあれば既に有るはずですが、なければ必ず必要です。「教室の彩光及び照明」検査に使用する照度計も年2回使用します。「騒音及び等価騒音レベル」検査に使用する騒音計は近い将来に購入という方向でお願いします。</p>
Q 2	新潟市薬剤師会で貸し出しを行っている器具は何台ありますか。
A 2	<p>こども園で使用する器具について、新潟市教育委員会で購入した器具は使用できない為、数に限りがあります。検査器具の配置状況詳細については「令和5年度 学校薬剤師マニュアル」をご確認ください。貸出を希望される場合は、それぞれの配置場所に電話等で事前に予約を行ってください。貸出希望が重なることが予想されますので園の方と候補日をお考えください。</p>
Q 3	検査器具はどこで購入できますか。
A 3	<p>学校薬剤師関連の試験機器・試薬等の取扱店について、新潟県薬剤師会薬事情報センターより2社（下記参照）情報提供いただいております。</p> <p>島津サイエンス東日本株式会社 新潟支店 電話：025-286-7191 F A X：025-286-7193</p> <p>鐘通化学薬品株式会社 電話：025-231-7121 F A X：025-231-7123</p> <p>取扱いの有無は個別にお問い合わせください。</p>
Q 4	<p>担当しているこども園で教室換気及び保温の検査器具購入を依頼したいと考えています。案内のあった資料によると株式会社T&amp;Dのおんどとりという器具もリストに入っていたが、アスマンではなくこちらの購入を依頼してもよいですか？</p>

A 4	<p>こども園担当者用の資料「環境衛生定期検査実施に必要な検査器具・検査試薬等一覧」の欄外※に書いてある通り、平成30年度の改訂で0.5度目盛の温度計・乾湿球湿度計でも検査が可能となり、アスマン（0.2度目盛）でなくても大丈夫となったので、表中にある株式会社T&amp;Dのおんどとり TR-72nwを購入してアスマンの代わりに使用しても大丈夫です。温度と湿度が測定できます。担当のこども園は、室内に燃焼器具がありますか？暖房や、給湯器等含めて、室内で燃焼している物が一切なければ、一酸化炭素の測定が省略できます。その場合、同じ表中のポケットCO<sub>2</sub>モニターRT-55、及びCO<sub>2</sub>モニター機能付きおんどとり TR-76Uiは、上記2項目に加えて二酸化炭素が測定できるので、ガス採取器、検知管の購入をしなくてもすむと思います。もし既にガス採取器を購入しているようでしたら、値段の問題もありますので、園の状況に合わせて、よいものをご購入ください。</p> <p>変更点や省略規定等詳細は、「学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践【平成30年度改定版】」に書いてあります。購入しなくても無料でダウンロードできますので、併せてご参照をお願いします。</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm</a></p>
-----	--

### 検査試薬について

Q 1	検査試薬は有効期限が短いので、バラ売りをしてほしいと言われました。薬剤師会で販売予定はありますか。
A 1	平成29年度より販売を行っています。1年間で使用する試薬を毎年度5月頃にまとめて販売します。年度途中での追加販売は行っていません。

### 薬品管理について

Q 1	<p>幼稚園の救急箱に入っている薬品を見直すことになりました。幼稚園の先生より「ステロイドが入っている軟膏は良くないのでは？」と意見がありましたが、ステロイドの入っている軟膏は改めたほうが良いでしょうか？</p> <p>軟膏以外にも、他の幼稚園等ではどのような薬品をどれくらいの数量を用意しているものか、参考までに教えていただくと助かります。</p>
A 1	<p>ステロイド外用剤は、市販薬だと比較的弱いものだと思いますので、使用していけないということはないと思いますが、使用する部位にもよるので、できればむやみに使用しないことが望ましいかと思います。</p> <p>保健室の医薬品は、救急処置用に使用されるものなので、消毒薬や湿布薬、かゆみ止めの外用剤、ガーゼや絆創膏などが主たるものとなるかと思います。また、むやみに薬品を使用せず、必要であれば受診を勧めるというのが基本だと思います。保健室の薬品については、「学校における薬品管理の手引一六訂版一」のP66～69に記載があるので、参考にしてください。</p>

## 施設の清潔について

Q 1	園に猫が集まり、園内や砂場に排泄物を落としていきます。対策を教えてください。
A 1	対策について 【新潟市動物愛護センターに確認】 木酢液を被害のあるところにまく、ガーデンバリアを設置する等の方法があるそうで詳細は新潟市動物愛護センター（電話：025-288-0017）にご相談ください。
Q 2	（施設が亀田郷に囲まれていて、雨水がたまるせいか）毎年蚊が発生して困っています。対策を教えてください。
A 2	蚊の駆除は何と言っても、幼虫（ボウフラ）の時に退治するのが効率的です。雨水ますや空き缶・びん・タイヤ・雨どいなど、わずかな水たまりでもすぐに成虫になります。基本的には水たまりをなくすことが一番の駆除となります。 施設から直接市保健所の環境衛生課（電話：025-212-8269）にご相談ください。
Q 3	清掃記録は必ず必要ですか。
A 3	任意の様式で構わないので記録して下さい。業者が清掃を行った日付についても記載して下さい。

## 水泳プールの管理について

Q 1	プールに塩素剤として市販の「ピューラックス（液体）」を薬局から購入して使用しています。ピューラックスを使用し続けて問題がないか、また、もし他におすすめの塩素剤があれば教えてください。
A 1	ピューラックスを使用し続けても問題ありません。pHも心配ありません。残留塩素の測定をして、プール日誌にピューラックス使用量、残留塩素濃度の記録が必要になります。
Q 2	プールは常設されていないが、年に1回（数日）年長組のみ仮設プールで水泳を行っています。その場合もプールの水質及び施設設備の検査は必要ですか？
A 2	毎水を換えて水遊び場として、とらえれば必要ないですが、塩素剤を加えて消毒しているとプールとなり、プール日誌に残留塩素濃度の記録が必要になります。 水道水の残留塩素が基準0.1mg/L以上です。 夏場は、0.4～0.5mg/Lに上げて供給されていますが、仮設プールに溜まる頃には、プール基準の0.4mg/L以下となると思われます。 残留塩素0.4mg/L以上での入水が安全と思われます。施設にプールの使用状況と塩素剤の使用有無を確認してください。
Q 3	プールについて、大きさは50㎡未満です。水質検査とは、何を行えばよいですか。

A 3	<p>使用期間が短く、濾過器・連続塩素消毒装置の無い小さなプールは、8項目の水質検査は必要無いと思われます。8項目の水質検査は、連続プール水使用による水質の劣化を管理するための検査です。しかし、日常点検検査記録（プール日誌）は、安全管理のため必要です。</p> <p>日常点検検査項目は遊離残留塩素、pH及び透明度です。これを日常点検検査記録（プール日誌）に記録しておく必要があります。塩素剤の使用欄もあります。透明度は、目視で良いです。</p>
Q 4	プール塩素濃度の測定はどのように行いますか？
A 4	プール遊離残留塩素濃度の検査については、遊離残留塩素濃度測定器を使用し、プール使用前、その後1時間毎に1回以上測定します。プール日誌にも遊離残留塩素濃度を記録します。
Q 5	仮設のプールで塩素剤を使用しています。プール日誌にはpHを記入する欄がありますが、pHは測る必要がありますか。また、どのようにして測りますか。
A 5	仮設のプールでは、pH測定不要です。pH測定器が「基準で定める定期検査の測定器」に該当しません。
Q 6	アトピーの子用に二酸化塩素発生錠剤「セイバーオードリンST40」を使用されています。塩素剤の指定はありますか。
A 6	<p>プール条例及び厚生労働省・文部科学省 遊泳用プールの水質基準に「二酸化塩素」の項目があり使用を認めています。学校環境衛生基準では「二酸化塩素」の項目が無く、基準もありません。</p> <p>幼保連携型及び幼稚園型の認定こども園は「学校環境衛生基準」を準用することになっていますので、二酸化塩素の使用は「不可」であると思います。とはいえ、既に設備があるところでは変更できないと思いますので、きっちりと消毒・管理されていることを確認し検査票に記入することが大事だと思います。</p> <p>（以上、県学薬からの回答）</p> <p>引き続き二酸化塩素使用の場合</p> <p>二酸化塩素使用の場合、二酸化塩素濃度を測定してプール日誌に記入してください。水道水の残留塩素測定器は使用出来ないため、二酸化塩素の測定器が必要です。</p> <p><b>【二酸化塩素の消毒基準】</b></p> <p>二酸化塩素濃度0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。</p> <p>亜塩素酸濃度は、1.2mg/L以下であること。</p> <p>亜塩素酸イオンは、二酸化塩素消毒の副生成物として発生し、メトヘモグロビン血症を引き起こすとされている。プール水は、循環ろ過しながら繰り返し使用されるため、亜塩素酸イオンがプール水中に蓄積されるため、亜塩素酸濃度の基準があります。亜塩素酸イオンの検査も、2日に1回 水の入れ替えをしているので亜塩素酸濃度の検査は必要無いと思われます。</p>
Q 7	常設のプールはなく、ビニールプールを出すスペースも無いです。年に数回、外部のプール施設に行くそうです。衛生検査（検査票の記入）は必要でしょうか。
A 7	検査対象項目がないので必要ありません。

Q 8	プールの水温の測り方について、水温計はどのようなタイプのもの（デジタル、棒状のもの・・・等）を購入すればよいですか？
A 8	指定がありませんので、どれを使用しても良いです。私の担当校では、棒状温度計（赤水）＜水銀でない＞を使用しています。心配でしたら、アスマンで温度校正してください。
Q 9	現在、プールの水は水道水を利用しておりますが、消雪パイプ用に使っている井戸水をプールに使用することは可能でしょうか？もちろん、使用前には水質検査が必要になってくると思いますので、もし、利用可能な場合に水質検査をしていただける検査場を教えてください。
A 9	学校環境衛生基準によると、プールの原水は、飲料水の基準に適合するものであることが望ましい。地下水などを用いている場合は、プール使用開始前に水質検査を行い、「第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準」の「(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質」で求められている検査項目の基準を満たすよう努める。「学校環境衛生基準」の理論と実践 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm</a> P83～記載されています。水質検査項目が、アで5 1項目、イで1項目とあります。検査方法を見ると高度機器を使用しますので、検査代が水道料金をはるかにオーバーすると推測されます。こどもの安全のためにも水道水の使用をお願いします。

### 教室の採光及び照明について

Q 1	園には児童が30名ほどおり、小さな教室3つとホール1つがあります。照度はどの教室で測ればよいですか。主に絵本を読む部屋でよいですか。
A 1	照度は、雨天等で外が暗いとき、照明を点けて照度が基準範囲にあるか測定します。園から暗い教室を教えてください、その教室を今回測定し、次回以降は、他の教室を測定したらよいと思います。教室の採光及び照明の検査なので、ホールは該当しません。

### ダニ又はダニアレルゲンについて

Q 1	園の床は全てがフローリングで、お昼寝をするときは床にゴザを引いて各自家から持ってきた布団を敷いてお昼寝をしています。共有の布団等ありません。この場合マイティチェッカーは必要ですか。また、必要な場合どこを測ればよいですか。
A 1	自分の家から持ってきた布団がダニの汚染源となります。毎日持って帰れば清潔と見られますが、園で保管しておく時にダニの増殖が考えられます。使用状況にもよりますが、ランダムに布団を選択して検査が必要です。
Q 2	マイティチェッカーを使用した検査について、市立の学校ですと3カ所（3回）採取する事となっていたかと思いますが、こども園の場合はどうなりますか？（3回という回数には何か根拠があるのでしょうか？）

A 2	実施する箇所数に関してはどこにも明記されておりません。こども園に関して、実施する場所は基本的に布団とカーペットで2カ所行えばよろしいかと思えます。
Q 3	ダニ又はダニアレルゲンの検査を行ったところ、園児の布団より基準より多くのダニが検出しました。指導助言事項にどのように記載したらよいですか。 調べたところ、天日干し、掃除機、殺虫剤などでは退治できないみたいです。ダニシートがよいとのことですが、家の布団であれば使えるかと思えますが、園では1人だけ使うということではできないです。
A 3	文科省から出ている「学校環境衛生管理マニュアル 平成30年度改訂版」p56に事後措置として以下の様な記載があります。 *基準値を超える場合は、電気掃除機を用いて日常的に掃除を丁寧に行う等、掃除方法の改善を行うこと。その際、集じんパックやフィルター等の汚れの状況を確認し、電気掃除機の吸引能力が低下しないように注意する必要がある。 *保健室等の寝具や幼稚園等において午睡用に使用する寝具は、定期的に乾燥を行うこと。また、布団カバーやシーツを掛け、使用頻度等を考慮し適切に交換すること。のり付けすることによって、布団の中からのダニの出現を防ぐことができる。 (また、【「学校環境衛生基準」解説2022】の中にも同様の記載があります。) 私たち学校薬剤師はこの文科省の「学校環境衛生管理マニュアル 平成30年度改訂版」にそって検査を行い、指導助言を行っていますので、まずはこの内容をお伝えするのが最初ではないかと思えます。 もしマニュアルをお持ちでなければ、文科省のHPから見ることができます。 <a href="https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465_01.pdf">https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465_01.pdf</a>

### 揮発性有機化合物について

Q 1	揮発性有機化合物の検査について、すべてのこども園が行わなければなりませんか。
A 1	認定こども園に移行して以来一度も行っていない施設、新築の施設、また、改修や新たな備品導入があり必要な場合は、実施してください。
Q 2	担当のこども園で、初年度なのでホルムアルデヒドなどの検査を業者に依頼し実施したところホルムアルデヒドが基準値を上回りました。(室内濃度指針値の2倍)どのように指導対応すべきかわかりません。
A 2	学校環境基準の数値は、生涯にわたり暴露しても身体に影響が出ないような、きわめて低い数値が基準になっています。その基準の数値を大きく超えていたり、すでに園児や職員にシックハウス様の症状(目のかゆみ等)があれば、その教室は使用中に中止する必要があるかもしれません。今回の数値が著しい異常値かの判定は難しいのですが、気候の良い秋の間できるだけ窓を開けて換気を行うように指導して、今年度中に再度業者の検査を受けることをお勧めします。(予算の関係で難しければ、市薬の検査器具を用いた簡易検査をお勧めします)

Q 3	<p>幼稚園で乳幼児室と調理室が新築されました。揮発性有機化合物の検査をしないといけないと思っているのですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時検査であれば外部機関に依頼とありますが、新潟ではどこに依頼すればよいでしょうか。</li> <li>・定期検査であればサンプリングしますが、器具を薬剤師会にレンタルしてからサンプルの収集方法、サンプルの検査の依頼先、器具以外に必要なもの（検知管など？）の手配の仕方などわからないことが多いです。学校環境衛生管理マニュアルだけでは難しいので、流れをわかりやすく説明していただける資料はないでしょうか。</li> </ul>
A 3	<p>臨時検査は外部機関に依頼、というわけではなく、臨時でも定期でも検査は同じであります。引き渡しの際に行われた外部機関による臨時検査で合格しているはずですし、今現在、異臭や粘膜刺激など気になることがなければ、検査は次年度の定期検査の時期に外部機関により行うことをお勧めします。</p> <p>外部機関でなければ、基準で定められている方法（ホルムアルデヒドは高速液体クロマトグラフ法、トルエン他5物質はガスクロマトグラフー質量分析法）による分析ができないことと、この方法による測定結果が基準値の2分の1以下の場合に限り次年度以降この検査を省略することができるとされているからです。</p> <p>外部の検査機関ですが、現在新潟市薬剤師会では「こども園担当者用 学校薬剤師 マニュアル」にありますように、「一般社団法人 県央研究所」（TEL:0256-46-8311）と「一般財団法人 新潟県環境分析センター」（TEL:025-284-6500）をご紹介します。</p> <p>新潟市薬剤師会の会員であれば、直接お問い合わせいただくことで園との日程決めやパッシブ法のキットの手配もしていただけます。（手順も教えてくれます。）</p> <p>外部の検査機関に関しまして今後追加・変更があった場合はお知らせ致します。「公益財団法人 日本学校保健会」のHPから、揮発性有機化合物測定用のパッシブサンプラーを購入し、検査を申し込むこともできます。  <a href="https://www.hokenkai.or.jp/assencart/index.php?cate=0">https://www.hokenkai.or.jp/assencart/index.php?cate=0</a></p> <p>新潟市薬剤師会のエアーサンプリングポンプ（取扱 説明書付き）は専用検知管を用いてきちんとした検査が行えますが、この方法で行った測定結果が基準値の2分の1以下であっても、次年度以降の検査の省略をすることはできません。</p> <p>エアーサンプリングポンプを使って、トルエンや二酸化窒素などの測定も可能ですが、ご用意している専用検知管はホルムアルデヒド用のみで、年度初め（5月ごろ）の一括販売しかしておりません。検知管の測定値を検査票記入用の値に変換する計算シートを用いての記入になります</p> <p>エアーサンプリングポンプの用途例ですが、不快な臭気や刺激（目のチカチカなど）を感じるものの予算の関係などで外部機関への早急な依頼が難しい場合などが挙げられます。</p>

### 教室などの換気及び保温について

Q 1	<p>夏場はエアコンを使用しています。その場合、浮遊粉じんの検査は必ず実施しなければならないですか。実施する場合、使用する検査器具と、検査方法を教えてください。</p>
-----	--



A 1	<p>エアコン等を使用している場合は浮遊粉じんの検査が必要です。検査には粉じん計を用います。新潟市薬剤師会所有の粉じん計はありませんので、私立の認定こども園に貸出はできません。粉じん計がなくて測定できない場合は検査票の指導助言欄に検査機器不備のため検査を実施できなかった旨を記入してください。</p> <p>(浮遊粉じんは平成30年度の改訂で省略規定がもうけられました。詳細は「学校環境衛生管理マニュアル 平成30年度改訂版」のp39をご参照ください。)</p>
Q 2	<p>園には児童が30名ほどおり、小さな教室3つとホール1つがあります。ガス採取器はどこで測ればよいですか。</p>
A 2	<p>エアコン又はストーブのある教室で、高学年の子どもと先生の人数が多い教室を選んで測定します。</p>
Q 3	<p>夏場はお昼寝をしている部屋のみエアコンを使用しています。この場合、どのような検査を行いますか。アスマン、ガス採取器どちらも使用して検査が必要ですか。</p>
A 3	<p>夏場もアスマン、ガス採取器(二酸化炭素)どちらも使用して検査が必要です。基準と同等以上の方法であれば、デジタル機器を用いて検査をすることもできます。エアコンや全熱交換器付き換気扇等を使用している場合は、気流と浮遊粉じんの検査も必要です。(A1を参照してください。) 燃焼器具を使用していない場合に限り、一酸化炭素・二酸化窒素の検査を省略できます。</p>
Q 4	<p>こども園での教室の換気及び保温の検査について、1カ所だけ採取すればよいですか？(ガス検知管は一酸化炭素と二酸化炭素を1本ずつ用意すればよいですか?) 学校の場合ですと、マニュアルには「授業終了の直前」と時間に指定がありますが、こども園の場合はいかがでしょうか？</p>
A 4	<p>教室の検査は、今までも1教室だけでしています。測定の時間については、こども園でもある程度「何時までこの部屋で過ごす」というのがあると思うのですが、教室を使い始めてすぐでなければ良いのではないのでしょうか。マニュアルでは各階1以上となっていますので、状況が許すなら、他にも測定していただくと思います。</p> <p>二酸化炭素は、年に2回検査しますので、検知管は最低2本必要です。もし同等以上の方法で測定できるデジタル機器を使用して二酸化炭素を測定する場合は検知管の購入は不要です。また、一酸化炭素の検査は、燃焼器具を使用していない場合に限り、省略できます。</p>
Q 5	<p>日本薬剤師会が作成しているDVD「学校環境衛生検査」には、二酸化窒素の検査を年に2回実施すると説明がありました。検査は必要ですか。また、薬剤師会で機械の貸し出しは行っていますか。</p>

	<p>二酸化窒素の検査については、燃焼器具を使用している場合、年に2回実施する必要があります。しかしながら、新潟市教育委員会では予算不足の為に検査器具や試薬の購入ができず検査を行っておりませんでした。薬剤師会としては、文科省が求めている検査の完全実施を行えるように行政に働きかけています。現在では、市立校では燃焼器具はほとんど使われていないようです。燃焼器具を使っていない場合は二酸化窒素の検査は省略可能です。</p>
A 5	<p>新たに今年から検査をはじめた認定こども園では、とりあえず新潟市立校で行っている検査を行う事を目指しています。二酸化窒素は検査器具が薬剤師会にはありませんので、実施は難しいと思います。監督機関である新潟市保育課もその旨は了解しております。検査票の指導助言欄に、検査器具不備のため検査を実施できなかった旨を記入してください。</p> <p>新潟市の学校薬剤師活動は予算的にとても厳しい現状にあります。子供の安全を守るために少しずつ改善していきたいと考えています。御協力をお願いいたします。</p>
Q 6	<p>冬季の一酸化炭素の検査について、エアコンの場合も検査は必要ですか？</p>
A 6	<p>学校環境衛生基準でいう「燃焼器具」に該当する場合は一酸化炭素の検査が必要となります。エアコンがボイラー式の場合は検査が必要です。電気式の場合は検査を省略することができます。</p>
Q 7	<p>こども園の湿度がいつも80%以上になります（乾湿の差がない）。小学校は30%前後なので、それが（80%）正しいのかどうか教えてください。</p>
A 7	<p>アスマン通風乾湿計の湿球のガーゼは十分な水がついていますか？巻いてあるガーゼが分厚いと、水分が温度計まで達していないことがあります。また、ゼンマイを巻いて、しばらく通風して、値が安定したところで測定していただいているでしょうか？ゼンマイ式の場合、途中で通風が止まってしまっている場合があります。それらを確認してください。それでも結果が同じであれば、その器具自体の問題もあるかもしれませんので、一度、市薬のアスマンと同じ場所で測定して、比較してみるといいかもしれません。</p>
Q 8	<p>換気についての日常点検の実施についての設問がありますが、この日常点検については何を指しているのですか。</p>
A 8	<p>日常点検は、文科省の「学校環境衛生管理マニュアル」p20に記載のある日常点検のことで、換気の具体的な項目については、同マニュアルp158に例としてあげてある表を参考にさせていただくといいのではないかと思います。</p>

### 給食衛生管理について

Q 1	<p>給食設備の衛生管理について、年3回とありますが、今年度は1回で良いのでしょうか。</p>
A 1	<p>給食の検査は、年に3回行います。定期検査票には次の種類があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 園内調理場（定期検査票Ⅰ-1・Ⅰ-2・Ⅱ-1・Ⅱ-2）</li> <li>2. 受配園（定期検査票Ⅲ）</li> </ol>

	検査項目はそれぞれ年1回検査と年3回の検査があります。新潟県学校薬剤師会作成の「新潟県給食(食事提供)衛生管理定期検査実施要領」を参照して下さい。
Q 2	調理設備がなく受配園という形でも蛍光検査灯を用いた検査は必須ですか？
A 2	受配園であれば必要ありません。
Q 3	受配園の場合、検査票の記入は必要ですか。
A 3	必要です。＜Ⅲ 給食の衛生管理定期検査票（受配園及び薬剤師記入）＞
Q 4	月に1回、家庭調理でゼリー、味噌汁などを作ることがあります。これは給食検査の対象となりますか？（皿等は自宅からの持ち込み）
A 4	検査対象にはなりません。学校の調理実習と同じ考え方でよいと思います。
Q 5	年に1回、餅つき大会を行っています。保健衛生的には行って良いもののでしょうか？給食検査の対象になりますか？注意点などあれば教えてください。
A 5	<p>検査対象にはなりません。</p> <p><b>【保健所食の安全推進課に確認】</b></p> <p>餅つきについては、下記の条件を満たしていれば開催可とのことです。 （開催条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加費、代金等を徴収せず無料であること</li> <li>・参加者が園の関係者（先生、児童、保護者等）であること</li> </ul> <p>※有料の場合は保健所に許可申請が必要となり、餅つきについては申請をいただいても許可が出せないそうです。</p> <p>また、餅つきについては以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服装などの清潔を徹底すること</li> <li>・手洗い、消毒をしっかりと行うこと</li> <li>・手指に傷がある、下痢の症状がある等の体調不良者は参加させないこと</li> <li>・食品を扱う際には手袋を使用すること</li> <li>・作ったらその日のうちにすぐ食べる</li> </ul>
Q 6	給食当番について 園児の健康状態チェックはどの程度まで指導すればよいでしょうか。
A 6	<p>給食当番については検査票にも記載がありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食当番は、毎日、下痢、発熱、腹痛等の有無、健康状態、服装などを確認している</li> <li>・配食前、用便後の手洗いが給食当番で励行し、清潔な手指で食器及び食品を扱っている</li> </ul> <p>についてご確認いただき、体調など問題がある場合は担当させない措置をしていただくよう指導されるのがよろしいかと思います。</p>
Q 7	給食の検食について、受配園の場合、園での検食は必要でしょうか。
A 7	必要です。検査票「Ⅲ 給食の衛生管理定期検査票（受配園及び薬剤師記入）」の「検食」の項目にも記載が必要です。

Q 8	<p>現在担当しているこども園ではメラミンと強化磁器の食器を使用していますが、汚れの付着や劣化が激しく（特に強化磁器）、入れ替えを検討しています。今までは見栄えや重ねやすさ等の理由から強化磁器を使用していましたが、おすすめの食器の種類等があれば教えてください。</p>
A 8	<p>古いデータですが、平成18年文部科学省の調査（別紙）によると、小中学校で最も多く使用されているのが、ポリプロピレン32.8%、陶磁器（強化磁器を含む）32.6%、PEN樹脂16.8%・・・となっております。</p> <p>新潟市立学校では耐熱ABS樹脂アニマートが採用され、ポリプロピレンから順次変更を行っているようですが、長岡市ではPEN樹脂を使用しているようです。それぞれに特徴があり、長所短所がありますので、園の実情に合ったものを選択すると良いのではないのでしょうか。</p> <p>[ポリプロピレン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トマトケチャップやスイカなどで色素が着色しやすい</li> <li>・油汚れが落ちにくい。軽くて食器が熱くなりにくい</li> </ul> <p>[メラミン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部食材により着色することがある</li> <li>・塩素系漂白剤は黄ばみが生じるので使用できない</li> </ul> <p>[PEN樹脂]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・着色がない食器だが、通常の洗浄で落ちない黒ずみが生じたら漂白する</li> </ul> <p>[強化磁器]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗浄時に食器を積み重ねる時は食器同士が強く当たらないようにする</li> <li>・長時間漂白すると食器の肌荒れの原因になる</li> </ul>
Q 9	<p>園内に給食室があり、給食室の管理(調理)は総合フードサービスという会社に外部委託しています。この場合、園内調理場扱いでしょうか？</p>
A 9	<p>こども園の中に給食の調理室があり、そこで園児に提供する給食を作っているのであれば、園内調理場に該当します。</p>
Q 1 0	<p>園内に給食室を作る際に、保健所から「給食室の水道はこども園施設と別のため、残留塩素測定不要です」という指示があったそうです。測定は不要で間違いないのでしょうか？</p>
A 1 0	<p>飲料水の残留塩素測定について、「学校給食衛生管理の基準」（平成21年文部科学省告示第64号）&gt;第3調理の過程等における衛生管理基準&gt;(4)調理過程&gt;②使用水の安全確保に、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用水は、学校環境衛生基準に定める基準を満たす飲料水を使用すること。また、毎日、調理開始前に十分流水した後及び調理終了後に遊離残留塩素が0.1mg/L以上であること並びに外観、臭気、味等について水質検査を実施し、その結果を記録すること。</li> <li>2. 使用水について使用に不適な場合は、給食を中止し速やかに改善措置を講ずること。</li> </ol> <p>とありますので、残留塩素、外観、臭気、味について検査し記録することが適当だと思われます。認定こども園は文科省の定める学校給食衛生管理の基準を参考にして運用することとされていますので、きちんと残留塩素の測定を続けて記録することが望ましいと思います。保健所は食品衛生法に則って指導しています。</p>
Q 1 1	<p>担当の幼稚園には園内調理場がありますが、栄養士が月に1度しかいらっやいません。給食の検査を行う際には必ず栄養士の立ち合いが必要ですか？</p>
A 1 1	<p>栄養士に限りません。常時給食室にいる方に立ち合いをお願いして下さい。</p>

Q 1 2	「園内調理場（施設記入検査票）」の検査票の記入は栄養士でなければなりませんか？（「衛生管理責任者」の欄は栄養士の名前が入りますか？）
A 1 2	園で「衛生管理責任者」が定められているかと思います。その方に記入をお願いして下さい。
Q 1 3	I－1 検査票 施設＞共通事項＞4 について、「エアカーテン」ではなく扉（部屋）で仕切られている場合、「適」としてよいでしょうか？
A 1 3	エアーカーテンの設置目的は、外部から調理場へ入る空気の流れを遮断することです。エアーカーテンがなければ「否」でよいと思います。 その上で、エアーカーテンの設置が無くても、適切に運営できているのか、そうでなければどうすればよいかを指導助言するということではないでしょうか。
Q 1 4	I－1 検査票 調理過程＞二次汚染防止＞1 について、工程表や作業動線図は作成していますが、献立ごとには作成していません。献立ごとというのは具体的にはどの程度の分類に分けたものをさしますか？
A 1 4	調理作業工程表と作業動線図については、その日の献立名、汚染作業と非汚染作業区域の別、時間経過、担当者名、衛生管理点などが、記載されており、それに基づいて衛生的な作業ができるということが目的です。
Q 1 5	検査票 I－1 調理過程等における衛生管理＞調理過程＞共通事項＞1に「中心温度計は定期的に検査を行っている」 検査票 II－1 給食施設及び設備の衛生管理＞調理場4に「温度計・湿度計は、定期的に検査を行っている」 という項目がありますが、定期的な検査とはどのようなことを指すのでしょうか？
A 1 5	どちらも「温度計の校正」を指します。 業者等に点検をしてもらえれば一番確実ですが、費用もかかる事なので、下記のような検査方法で調べる程度でもよいそうです。 ・温度計を複数用意し、同じ場所を計測する。 それぞれの温度計が同じ温度を示すか確認する。 ・水を沸騰させて温度を測り、温度計が98℃になるか確認する。 氷200gと水100mLを入れてよくかき混ぜ温度を測り、温度計が0℃になるか確認する。
Q 1 6	食器の残留物検査について、食器は何種類検査しますか？
A 1 6	ごはん茶碗、汁椀、お皿などの3～4種類を検査します。どの食器を選ぶかは任意ですので、洗浄状況の検証をしたい食器を選択すると良いと思います。
Q 1 7	給食食器洗浄の検査試薬についてです。 今年度、初めてこども園を担当することになり、給食食器洗浄の検査を行う予定ですが、その際に必要となる試薬(3種類)は、こども園に用意してもらうのでしょうか？ それともこれらの試薬については薬局(学校薬剤師)が持参しなければならないのでしょうか？検査用試薬は、こども園か学校薬剤師、どちらの所有物とするものですか。

A 1 7	<p>給食食器の検査に使用する試薬は、デンプンの検査用の 0.05N ヨウ素溶液と、脂肪の検出用の 0.1%クルクミンアルコール溶液（UVランプが必要）または 4%パプリカ溶液の 2 種類です。いずれも新潟県薬剤師会で販売しています。</p> <p>学校薬剤師が用意するか、こども園の方で用意するかは、薬剤師とこども園とで相談して決めていただくと良いと思います。</p> <p>検査試薬は、学校薬剤師が購入して行っても、検査を行うこども園の所有物として、試薬と引き換えに建て替えた代金をもらってください。新潟県薬剤師会で購入する際に、こども園宛ての領収書を発行してくれます。事前に連絡しておく、試薬と領収書を用意しておいてくれると思います。</p>
Q 1 8	<p>脂肪の検出にはクルクミンアルコール溶液またはパプリカ溶液のどちらか 1 種類を用意すれば良いということですが、どちらで行う検査のほうを推奨しているのでしょうか？検査器具を借りる予約はしております。検査の精度や結果の見易さ、簡便さに違いがあることは調べて分かりましたが、実際に検査をされている方々や学校薬剤師部会として奨められてほうがあるようでしたら、おしえていただいた上で使用する試薬の用意をしたいと思います。</p>
A 1 8	<p>脂肪の残留検査では、クルクミンアルコール溶液でもパプリカ溶液でもどちらでも良いのですが、クルクミンを使用した方が UV 照射することによって判別が容易（黄緑色の蛍光を発する）です。パプリカ溶液は UV 照射の必要はないのですが、オレンジ色の着色で判別します。慣れていないと少し分かりにくいかもしれません。初めて食器残留物検査をするのであれば、クルクミンを使用した方がやり易いと思います。検査当日は、蛍光検査灯の用意をお願いします。</p>
Q 1 9	<p>給食容器の検査を行ったところ例年よりもヨウ素デンプン反応が強くみられている容器が見受けられました。</p> <p>保育士の方、給食職員の方にお伝えしたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の反応度合は容器を新調した方が良いものか</li> <li>・通常はどのくらいの年数で容器を変えた方が良いか</li> </ul> <p>2 点について尋ねられました。</p> <p>使用 4 年目、ポリプロピレン容器のごはん茶碗です。</p>
A 1 9	<p>食器入れ替え検討の前に、洗浄方法の見直しにより、食器の洗浄状態が改善するのではないかと思います。</p> <p>手洗いなのか機械洗浄なのかが分かりませんが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残菜を長時間放置しておく、とデンプンがこびりついて落ちにくくなるので注意が必要。</li> <li>・予備洗浄における湯温や時間、洗剤濃度は適切か。やわらかいスポンジを使用しているか。</li> <li>・本洗浄ではスポンジがくまなく届いているか。</li> <li>・酵素入り洗浄剤の使用も効果的なようです。</li> </ul> <p>これらの点を確認し、指導助言してはいかがでしょうか。</p> <p>学校における薬品管理の手引き六訂版 の 88 ページにも記載があるので確認してください。</p>

Q 2 0	<p>給食 施設等 定期検査票の調理過程 4 で残留塩素濃度の記載がありますが、こども園では浄水器を使用していて、残留塩素濃度を測定していませんでした。測定した場合でも濃度に達しない可能性があるのですがどのように対応してもらったらよろしいでしょうか。</p>
A 2 0	<p>学校給食で使用する水は、学校環境衛生基準に従った衛生管理と検査を実施しなければなりません。したがって遊離残留塩素濃度が 0.1 mg /L 以上なかった場合は、飲用適でないため使用できないこととされています。認定こども園における給食(食事提供)の場合も、学校給食衛生管理基準を参考に運用することとされていますので、使用水の残留塩素濃度・臭い・味・外観などの日常点検を行うことが望ましいと思われます。後付け型浄水器であれば、浄水器を付けた蛇口の水と付けていない蛇口の水の両方で行ってはいかがでしょうか。</p> <p>また 浄水器によっては水道水中の遊離残留塩素を水道法の基準値以下の濃度まで除去してしまうものがあり、配管や使用状態により 給水 される水が 細菌 等により汚染される心配があるので、取扱い仕様を守り、水質検査を定期的に行う等の管理が必要だと思います。</p>
Q 2 1	<p>Ⅱ-1 給食の衛生管理定期検査票 の内容について下記の質問を受けました。</p> <p>【シンク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下処理室の加熱用調理用品、非加熱用調理食品、及び器具洗浄用シンクは別々に設置している→3 つない場合はどのような対処をしたらよいか</li> </ul> <p>【調理場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温度計・湿度計は定期的に検査をしている→どのくらいの間隔でどんな検査を行えばいいのか</li> </ul>
A 2 1	<p>『 学校給食衛生管理基準の解説ー学校給食における食中毒防止の手引ー 』をご参照ください。</p> <p>【 シンク 】 資料第 2 37 ページ</p> <p>加熱調理用食品、非加熱調理用食品、器具の洗浄に用いるシンクは別々に設置するとありますが、それぞれ別に専用シンクが無いのであれば、汚染することの無いように、非加熱調理用食品の洗浄を終えてから加熱調理用食品の洗浄をし、作業終了後はシンクの洗浄消毒を徹底するようにしたらどうでしょうか。また、相互汚染を防ぐために三槽式とすとなっていますが、設備として難しければシンクの中にたらいを用意してそれぞれ分けて流水で洗浄してはいかがでしょうか。</p> <p>【調理場内の 温度計 及び湿度計】 資料第 2 40 ページ 及び 49 ページ</p> <p>温度は 25℃以下、湿度 80%以下 場所は日光が直接当たる場所や釜等の熱を発生する調理機器の近く、空調の風が直接当たる場所は避けて、床から約 1.5m の高さに設置するとされています。</p>

A 2 1	測定タイミングは作業前、作業中とされており、作業の中で特に高温になるタイミングとするなどその環境に合わせてとしてはいかがでしょうか。 また、正確に温度を測るためには定期的に検査を行い、問題があれば新しいものと交換する必要があります。定期的な検査の間隔について明確な基準はありませんが、給食衛生管理定期検査を行うタイミングに合わせて年に1～3回程度行うので良いのではないのでしょうか。またそれにかかわらず正確性に疑問が生じた際は随時行うべきでしょう。具体的な検査方法としては他の温度湿度計の測定値と比較してみるということが良いのではないかと思います。
Q 2 2	脂肪の残留物検査で、クルクミン反応を見る際、UV 照射により食器全体が光り、反応が判別できない食器があります。裏に PET と書いてあるものにそういった反応が出ます。メラミンや PEN といった素材では反射はありません。 その原因と対策についてお聞かせください。
A 2 2	ご指摘のあった PET 樹脂の食器についてですが、経験がなく、よく分からないのが現状です。PEN 樹脂の食器でも UV 照射することで食器全体が光る現象があり、他の支部ではクルクミンをやめてパプリカを使用しているようです。樹脂製の食器を販売している「三信化工」さんに問い合わせたところ、いわゆるツルツルした表面だと UV 照射で全体が光ってしまうようです。PEN 食器でもエンボス加工しているとそういった症状はないとのこと。あとは食器の色にもよるそうです。はっきりした回答ではないのですが、可能であれば、試薬をパプリカに変更して検査していただけたら、と思います。

## 雑用水・飲料水の管理について

Q 1	飲料水の日常点検について、具体的にどのようなことを行えば良いのでしょうか。
A 1	学校環境衛生マニュアルに従い「日常点検」を行います。日常点検表の記入も必須となります。日常点検表は毎年5月頃に保育課から施設長宛に配付されます。担当園にご確認ください。
Q 2	日常点検の残留塩素測定について、日常点検表の「給水栓水は遊離残留塩素が0.1mg/L以上あるか」という項目がありますが、毎日粉体試薬と残留塩素測定器を用いて検査を行う必要がありますか。
A 2	その通りです。毎日、残留塩素測定器で残留塩素を測定し、日常点検表に記入するよう指導して下さい。
Q 3	水質検査をしてくれる機関（業者）を教えてください。
A 3	新潟市のホームページに掲載されています。検査料金・採水方法などは直接お問い合わせください。 <a href="https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kurashi/kankyo/kankyoeisei/jigyosha/kensakikan.html">https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kurashi/kankyo/kankyoeisei/jigyosha/kensakikan.html</a>
Q 4	当園は、3階建て、水道直結での仕様ですが、水質検査（残留塩素）は実施する必要があるのでしょうか？



A 4	水道直結でも残留塩素の測定は必要です。日常点検表に沿って、水道水の日常検査（水道水の外観（色・濁り）、味、臭い、遊離残留塩素）が必要となります。また、薬剤師による年1回の定期検査も必要です。ただし、水道直結で、日常検査が行われた場合は、年1回の10項目水質検査（検査機関へ委託）が不要となります。
Q 5	日常検査はどの程度の間隔で検査を行うのでしょうか。
A 5	日常検査なので授業開始に先立ち、水道水の検査が必要です。日常検査記録簿に授業日毎の記録が必要になります。休日明けですと、遊離残留塩素濃度が基準まで上がらないことがあります。その場合、水道水を20分～30分位放水して、新しい水道水にして、遊離残留塩素が基準値（0.1mg/L以上）になるのを確認してから使用開始してください。
Q 6	「結合残留塩素」と「遊離残留塩素」どちらを測定しますか。
A 6	基準に合わせて殺菌力を見る「遊離残留塩素」濃度を測定します。
Q 7	飲料水の残留塩素は園のどの場所で測るのがよいですか。
A 7	2010年「学校環境衛生基準」解説 p116①採水地点に「給水系統の末端と思われる給水栓でしばらく放水し、溜まっている配管内の水が排水された時点の水を採取する。」とあります。測定場所については、園と相談し決定してください。末端と思われる給水栓でしたら何処でもよいです。毎日同じ場所で採水して測るほうがよいでしょう。
Q 8	雑用水とはどのような水のことでか。園で使用している水のどれが雑用水に当たるかわかりません。
A 8	雑用水について、雨水・井戸水・工業用水等の水を、水洗トイレ用水、清掃用水、散水等「飲用以外の用途」に利用する水です。水の有効利用の必要性から、雑用水を使用する施設があります。雑用水は、雑用水の専用配管となっています。園に確認してください。
Q 9	こども園の場合、どの項目について確認すればよいですか？
A 9	施設状況にもよりますが、 施設設備＞「配管・給水栓 給水ポンプ等」「材料及び塗装」「清潔状態」 水質＞「飲料水」について確認してください。
Q 10	日常点検 飲料水の残留塩素測定について、幼稚園から「DPD粉体試薬を使った測定は面倒なので、デジタルの測定器を購入して測定しても良いか？」と聞かれました。検査は必ずDPD法でなくてはならないですか？
A 10	残留塩素測定方法には、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）、電流法、吸光光度法、連続自動測定器による吸光光度法又はポーラログラフ法があります。測定器が、測定範囲・測定精度がDPD法と同等以上であることを確認してください。購入した後、DPD法により測定器の測定値が正しいか確認校正してから使用してください。DPD法と同等という確認が必要です。また、測定範囲によりプールでは、使用できないこともあります。測定機器の特徴を把握の上、使用方法について幼稚園へ助言をお願いします。

Q 1 1	<p>この度、園の飲料水の水質検査を行ったのですが、今年から DPD 法の機器を使用せず、検査試薬を取り入れ、日常検査にもそれを使用しているとのことでした。</p> <p>使用試験紙；日産化学工業 残留塩素試験紙 アクアチェック</p> <p>測定項目；低濃度残留塩素、pH 、 M アルカリ度</p> <p>測定範囲；低濃度遊離残留塩素：0 10.0mg/L 、 pH 5.8 8.6mg/L 、 M アルカリ度：0 180mg/L</p> <p>今回は飲料水でしたが、夏のプールの検査でもこれを使用しているとの事です。プール検査では、当日プール授業がなかったため日誌の確認のみ行い、気づきませんでした。Q&amp;A によれば DPD 法以外であれば DPD 法 と同等という確認が 必要とのことですが、 試験紙の使用が可能かどうか教えてください。</p>
A 1 1	<p><b>【新潟県学校薬剤師会 からの 回答】</b></p> <p>アクアチェックは、電流法に準拠しているとチラシに記載されていたので、日産化学工業に問い合わせたところ、「アクアチェックが電流法に準拠しているという趣旨は、電流法によってアクアチェックが校正されて製造しているということになります。」ということで、校正時のデータもいただくことができませんでした。従って、推奨される測定法とアクアチェックの同等性や精度がわからないため、使用の可否については、判断することができません。</p> <p>もし、DPD 試薬もお持ちでしたら、比較をしてみて、同等性が確認できたら使用してもよいかもしれませんが、日産化学のホームページ等を見ても、測定データらしきものが一つも見つけれないので、可能でしたら、 DPD 試薬をご使用いただいた方がよいように思います。</p>
Q 1 2	<p>飲用水・雑用水の検査で、2枚の水道水の区分で該当するところがないのですが…。前回は○印の所につけたのですが、カッコの中に（給水人口が5001人以上）となっているので該当しません。どこにつければよいか分からないので教えてください。その他は該当するところだけの記入でよいですか。欄外の所みたいに「なし」と書いた方がよいですか。今更なのですが、こども園の担当の先生が変わり、改めて聞かれたので再度確認させて頂きたいです。</p> <p>（以前までは項目の該当がない時は記入していませんでした）</p>
A 1 2	<p>新潟市の水道事業の概要です。（平成 29 年度末現在 新潟市HPより）</p> <p>水源：信濃川、阿賀野川、西川、中ノ口川</p> <p>浄水場：7 箇所（この他新潟東港地域水道用水供給企業団から受水）</p> <p>給水人口（人）：791,137 人</p> <p>新潟市内であれば、上水道直結にチェックしてください。</p> <p>検査項目 飲料水 「配管・給水栓・給水ポンプ」、「材質及び塗装」、「清潔状態」、「図面及び書類」の項目は、直接給水でも検査対象となります。検査を実施してください。</p>

## その他

Q 1	全ての認定こども園に学校薬剤師が必要ですか？
A 1	市立私立問わず、こども園のタイプによって異なります。 <b>【学校薬剤師必置】</b> ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 幼稚園型認定こども園 <b>【学校薬剤師必置の規程なし】</b> ・ 保育所（保育園）型認定こども園 幼保連携型認定こども園に学校薬剤師が必要な説明資材が必要な場合は、事務局までご連絡ください。
Q 2	プール管理表等の書類は何年間保存ですか？
A 2	平成21年4月1日付「学校環境衛生基準の施行について（通知）」第6雑則に「～に検査の日から5年保存」と記載があります。 日常点検に関する書類については3年保存です。
Q 3	2022年度全国学校保健調査について、学校保健委員会の開催回数等の設問がありますが、こちらはこども園についても設置義務があるのでしょうか。
A 3	認定こども園法は学校保健安全法を準用しますので、学校保健委員会の開催の必要はあると思います。学校保健委員会を開催するかどうかは、園の判断によるところです。